

白岡市生涯学習センター条例（案）

（設置）

第1条 市民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援するとともに、市民の生涯学習の振興及び普及を図るため、白岡市生涯学習センター（以下「センター」という。）を白岡市千駄野432番地に設置する。

（施設）

第2条 センターは、次に掲げる施設によって構成する。

- (1) 白岡市立図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき設置する図書館）（以下「図書館」という。）
- (2) 歴史資料展示室及びギャラリー（以下「展示室」という。）
- (3) 図書館及び展示室を除く施設（以下「生涯学習施設」という。）

（管理）

第3条 センターの管理は、白岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

（職員）

第4条 センターに、センターの維持管理その他の事務を行うため、必要な職員を置く。

（休館日）

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うことができる。

- (1) 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは、その直後の祝日ではない日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

（利用時間）

第6条 センターの施設の利用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 図書館及び展示室

ア 火曜日から土曜日まで 午前9時から午後7時まで

イ 日曜日及び祝日 午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 生涯学習施設

ア 火曜日から土曜日まで 午前 9 時から午後 9 時まで

イ 日曜日及び祝日 午前 9 時から午後 5 時まで

(利用の許可)

第 7 条 センター（図書館及び歴史資料展示室を除く。）を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要があると認めるときは、当該許可に係るセンターの利用について条件を付することができる。

(権利譲渡の禁止)

第 8 条 前条第 1 項の許可を受けた利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び教育委員会の指示)

第 9 条 教育委員会は、センターの利用者の遵守事項を定め、及びセンターの管理上必要があると認めるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第 10 条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上必要があると認めるときは、第 7 条第 1 項の許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可の取消しをすることができる。

(1) 第 7 条第 2 項の規定による条件に違反したとき。

(2) 第 8 条の規定に違反したとき。

(3) 前条の規定に基づく遵守事項及び指示に違反したとき。

(4) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

(5) 利用者がセンターの設置の目的に反する行為を行い、又は行おうとするとき。

2 教育委員会は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、

同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあってもその補償の責めは負わない。

（原状回復）

第 1 1 条 利用者は、その利用が終わったときは、速やかに当該施設、設備及び物品を原状に回復しなければならない。前条第 1 項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

（損害賠償）

第 1 2 条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中にセンターの施設若しくは設備を損傷し、又はセンターの物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

（入館の禁止等）

第 1 3 条 教育委員会は、センターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

（使用料の納付）

第 1 4 条 利用者は、センターの利用の許可の際に別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第 1 5 条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第 1 6 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターの施設を利用することができないとき。

（委任）

第 1 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

（準備行為）

- 2 施設の利用に係る許可の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第 14 条関係）

施設の名称	使用料（1 時間当たり）
集会室 1	8 0 0 円
集会室 2	1, 0 0 0 円
音楽・軽スポーツ室	1, 2 0 0 円
会議室 1	2 0 0 円
会議室 2	2 0 0 円
会議室 3	2 0 0 円
創作室	3 0 0 円
音楽スタジオ	3 0 0 円
附属設備	教育委員会規則で定める額

備考

- 1 使用料は、1 時間当たりの額とする。ただし、1 時間に満たない時間は、1 時間とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とした利用をする場合は、割増使用料として当該基本使用料の額に 1 0 0 分の 1 0 0 を乗じて得た額を加算する。
- 3 入場料その他これに類するもの（その額に 2 以上の区分がある場合は、その最高額の入場料）が、1 人につき 2, 0 0 0 円を超える場合は、割増使用料として当該基本使用料の額に 1 0 0 分の 5 0 を乗じて得た額を加算する。
- 4 白岡市、春日部市、久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町及び杉戸町以外に居住する者（白岡市内の事業所等に勤務し、又は白岡市内の学校に在学する者を除く。）が利用する場合は、割増使用料として当該基本使用料の額に 1 0 0 分の 5 0 を乗じて得た額を加算する。
- 5 割増使用料の算出に当たり、それぞれの場合が重複するときは、当該割増使用料をそれぞれ加算するものとする。